

佐賀県告示第四百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年三月三十一日から平成二十二年四月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域	
	区間	幅員延長
県道 伊万里畑川 内蔵木線	伊万里市南波多町古川字 城名五八五番地先から 伊万里市大川町川西字楠 田九五五番地先まで	七三・〇 八・八
	伊万里市南波多町古川字 城名五八五番地先から 伊万里市大川町川西字楠 田九五五番地先まで	五九・四 七・六
	変更前の別	延長
	後	メートル
	前	メートル
		一、五二三・〇
		一、四八〇・五